

外国人の参政権についての若干の考察

江
場
純
一

- 一 はじめに
- 二 「外国人」の意義
- 三 外国人の人権
- 四 外国人の参政権
- 五 定住外国人の地方参政権に関する歴史（年表）
- 六 諸外国における外国人の参政権

七 裁判例の動向

八 おわりに

一 はじめに

現代では、グローバルでボーダレスな社会であるとよく言われることがある。これは、ヒト・モノ・カネが国境を越えて自由に行き来する社会を意味しているのであろう。具体的な例で言えば、メジャーリーグやプロのサッカーチームで活躍する日本人プレーヤーなどが挙げられる。また、グローバル社会は、なにもプロ野球の世界だけではありません。私たちが町中で、外国人の人たちと出会ったり、生活することが非常に多くなっている、これもグローバル社会の典型的な表れであろう。

実際、外国人の日本への入国者数は一九八〇年代後半以降増えている。入国者数は、一九八〇年の一三〇万人から、円高やバブル経済の影響、さらには一九九〇年代の入国管理法の改定により、一九九二年には三九三万人へ増加した。その後、経済不況、同時多発テロ、イラクに対する武力行使に伴うテロ懸念やSARSなどによって、入国者数は影響を受けたが、概して増加傾向にあり、二〇〇三年には二〇〇二年より四万人減少したが、五七三万人になっている。^①ちなみに、国別では、韓国が一六二万人、台湾が八二万人、アメリカが六八万人、中国が五四万人である。^②

このように入国してくる外国人が増加するということは、私たち日本人とともに生活する場面が増えるということである。そうすると、このような外国人の人たちにどのような権利や自由を認めるべきかが問題になってきます。また、日本人と外国人は、権利などどのような違いがあるのかも考える必要があります。ここでは、特に最近問題と

なっている外国人の参政権について考えたいと思っています。

(参考文献)

(1)(2) 総務省統計局 監修「統計でみる日本 二〇〇五」四二頁参照

二 「外国人」の意義

外国人の参政権を考える前に、外国人とはどのような人のことを言うのか考えなければならない。外国人といっても、日本に長く住みついている人もいれば、たまたま日本に観光に来ている人もあり、留学生として来ている人もあるわけです。

では外国人とは、どのように類型化されているのか。一般的に用いられるのは、一般外国人、難民、定住外国人という類別である。

一般外国人とは、難民と定住外国人を除いた人たちのことを言うので、まず、難民と定住外国人の人達はどのような人たちなのかを考える必要があります。

まず難民については、難民条約一条の定義にあてはまる人たちを指し、「政治的理由などにより国籍国などを離れた人たち」のことを意味しています。現在日本にいる難民の数は多くないので、実際に問題になるのは、定住外国人の方が重要になります。

定住外国人とは、法律上の用語ではありません。ここにいう定住外国人の概念は、「出入国管理及び難民認定法」(二二条)にいう永住許可を受けている外国人とは異なり、法令上の概念ではないが、とりあえずここでは、日本国籍をもたない人(広義の外国人)のうち、日本国内に住所をもち日本国内に生活基盤があつて、永らく日本人と実質

的に異ならない社会的生活関係を継続している人を指すとしている。^①

また定住外国人といった場合に、具体的にその中心をなしているのは、一般永住者と特別永住者です。一般永住者とは、「出入国管理及び難民認定法」（二二条二項）によって、素行が善良でありかつ独立の生計を営むに足りる資産または技能を有するとして法務大臣から永住許可を受けた人たちである。また、特別永住者とは、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法にいう特別永住者、すなわち在日韓国人・朝鮮人、在日台湾人とその配偶者および子孫を意味するとされている。^②

外国人の参政権を考える時、そこという外国人とは、いま述べた「日本社会に生活の本拠をもち、その生活実態において自己の国籍国をも含む他のいかなる国にもまして日本と深く結びついて」いる定住外国人を念頭におくことにします。^③

（参考文献）

- （１） 徐龍達編 「定住外国人の地方参政権」 五頁以下参照
- （２）（３） 大沢秀介 編著者 「はじめての憲法」（成文堂） 八頁参照

三 外国人の人権

「一」 外国人の人権享有主体性 外国人の人権享有主体性の肯否については、一応否定説、肯定説とあるが、肯定説がほぼ通説になっている。

否定説は、外国人には、基本的人権を直接保障していないとする見解。この根拠として、三つ考えられる。一つは、憲法第三章の表題は「国民の権利及び義務」としているし、憲法第三章の総則規定である一一条、一二条、一三条が

すべて「国民」という文言を用いているから、国民にのみ人権を賦与しているという考え方。二つ目の根拠は、憲法は、本来、国と国民との関係を規律するもので、また外国人はわが国の国権の作用に服する義務はないということ。三つ目は、外国人は日本国家の運命の担当者ではない。以上の三点が、否定説の根拠である。

肯定説は、現在の通説である。この根拠として二点あげられる。一つは、憲法九七条で「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて・・・」と規定しているように、人権は前国家的な権利と考えられているからである。二つ目は、憲法前文や憲法九八条二項で「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しているように、国際協調主義の立場を採用しているからである。さらに、国際人権条約などが結ばれ、人権の国際化に向かっていることも根拠のひとつであらう。

「二」外国人に保障される人権の範囲

上記のように、外国人の人権享有主体性が肯定されるとしても、必ずしも日本国民と同様に保障されるわけではない。そこで外国人に保障される人権の範囲を考える必要がある。

肯定説をとるとして保障される範囲について、憲法の条文で、「何人も」と規定しているときには外国人にも保障が及び、「国民」と規定するときは及ばないとする見解（文言説）と、権利の性質によつて外国人にも人権が保障されるとする見解（性質説）と対立している。

憲法の条文のなかで、一九条や二二条などの規定は、「国民は」とか「何人も」といった主語がないものもあるし、二二条二項の国籍離脱の自由の規定のように国民のみに保障されているにもかかわらず、「何人も」という主語が使われている。このように憲法制定当時では、「国民は」と「何人も」という言葉の使い分けが意識されていたわけではなかったということである。そうすると、文言だけの形式的な判断では無理があるのではないかと私は思います。

そこで、文言説に代わって權利性質説が登場してきたのである。現在では、学説や判例は、權利性質説の立場をとっています。

マクリン事件の最高裁判決では、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、權利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである」と説明し、權利性質説の立場をとっている（最大判昭和五三年一〇月四日民集三二巻七号二二三頁）。

「三」 具体的な人権保障の内容

ア 精神的自由権

たとえば、思想・良心の自由（一九条）、信教の自由（二〇条）、表現の自由（二一条）などは、前国家的自然権として、最も内・外国人の区別なく保障される人権であるといふのは異論はないと思う。ただ特に問題となるのは、精神的自由権のうち参政権的な機能を果たす「政治活動の自由」である。参政権については、後ほど詳細しますが、参政権は、国民が自己の属する国の政治に参加する権利であり、その性質上当該国家の国民にのみ認められる権利であつて、外国人には、一般的には保障されていないと解されているからである。この点については、外国人には国政レベルでの参政権が認められていない以上、政治的言論の自由は国民のそれよりも強い制約を受けるものである^①。

佐藤教授は、「国民の政治的選択に不当な影響力を行使するような活動」は認められないと言っている^①、芦部教授は、「日本国民の政治的意思ないし政治的意見の形成に対する直接かつ著しく不当な妨害ないし干渉を排除するのに必要な最小限度の制約」はやむをえないと言及している^②。

マクリン事件の最高裁判例でも、「わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動については、政治活動の自由も制限される」としている。

(参考文献)

- (1) 佐藤幸治『憲法』（青林書院）四二二頁参照
- (2) 芦部信喜『憲法学』（有斐閣）一五二頁参照

イ 経済的自由権 経済的自由についても、外国人にも適用される人権であるが、いろいろ制約を受けている。まず憲法二二条一項の「職業選択の自由」であるが、公証人法一二条一項で、外国人には公証人になれないと規定されている。

次に憲法二二条二項との関係であるが、外国人が日本に入国する自由は、通説も判例（マクレーン事件最高裁判決）も、一応保障されていない。

外国人の入国を認めるかどうかは、国際慣習法上各国の自由裁量に委ねられている。また、自国の安全と福祉に危害を及ぼすおそれがある外国人の入国を拒否する権利は、国家の主権的権利である。ただし、入国の自由が認められないからと言っても、政府が入国の可否を恣意的には決定できず、あくまでも憲法三一条の適正手続の原則に従わなければならない。

出国の自由は、ふつう憲法二二条二項により、日本国民に保障されている。そして、外国人にも、出国の自由は保障されている。（最大判昭三三・九・一〇・通説）。この理由としては、出国の自由は、国益を害する危険がないということであろう。

しかし、これに対して、佐藤幸治は、出国も国際慣習上の問題として否定している見解をとっている。¹⁾

再入国の自由とは、在留資格を有する外国人がその在留期間満了の日以前に日本国に再び入国することをいう。こ

れも肯定説と否定説に分かれる。芦部信喜をはじめ多くは、肯定説をとっています。

肯定説（東京地判昭四三・一・一一・通説）は、一時的海外渡航の自由は憲法二三条二項により何人にも保障される人権であるということ、再入国も一時的海外渡航の自由と同視できること、在留外国人の再入国は国際慣習法上認められ、新規の入国とは異なる配慮が必要であることなどを理由にあげている。²⁾

否定説は、佐藤教授が支持している。佐藤教授は、次の様に言及している。「入国の自由というものが、外国人にも認められない以上、再入国も憲法的次元の問題と解すべきではない」と、佐藤教授は言いたいことは、私が思うに、外国人は入国の自由を有しないことを応用して再入国の自由がないと解釈しているのではないのか。³⁾

たしかに、森川キヤサリン事件（最判平四・一一・一六）では、「我が国に在留する外国人は、憲法上外国へ一時旅行する自由を保障されてるものではないことは、昭和三年と昭和五年の最高裁判決の趣旨に徴して明らかである」と述べて否定している。

また、山下威士教授も、外国人の再入国の自由は、憲法二三条により保障されなかった原審の判決は、正当として認できると言及し否定説を支持している。⁴⁾

（参考文献）

- （１） 佐藤幸治『憲法』（青林書院）四一八頁参照
- （２） 芦部信喜『憲法学』（有斐閣）一五二頁参照
- （３） 佐藤幸治『憲法』（青林書院）四一八頁参照
- （４） 山下威士「時の判例」「法学教室」一五二号一一六頁参照

ウ 指紋押捺を拒否する自由外国人の指紋押捺制度は、外国人登録法により定められており、外国人について人物を特定するために、指紋押捺を義務づけるものである。一九九二年の外国人登録法改正により、永住資格を認められた定住外国人に対しては指紋押捺はすべて廃止され、署名と写真提出の制度に変更されている。

指紋押捺について、指紋押捺を強制されない自由は、外国人にも憲法上保障されるのか、という問題がある。憲法一三条後段の「幸福追求権」は、前段の個人の尊厳の原理と結びついて、人格的生存に不可欠な権利・自由を包摂する包括的権利と考えられる。よってプライバシー権も個人の尊厳と直結する不可欠な権利であるから、一三条により補充的に保障されると解すべきである。

そして、プライバシー権は現在では、「自己の情報をコントロールする権利」と解されており、「みだりに指紋押捺を強制されない自由」は、まさに自己の情報をコントロールする権利にあたるので、プライバシー権の内容として、性質上、外国人にも保障されると解する。^①

次の問題点は、指紋押捺を強制されない自由に対する制約はいかなる審査基準に服するのかということである。これは違憲説と合憲説に分かれている。違憲説の立場では、プライバシー権は個人の尊厳に基礎をおく重要な権利であることを考えると、その一環である指紋押捺を強制されない自由の制限は、より厳格な審査に服すべきであるとする。

(LRA : Less Restrictive Alternative)

そこで、指紋押捺制度を考えるに、在留外国人を一定の管理下におくとの立法目的は正当といえるが、外国人の同一性の確認としては写真撮影などの代替手段がありうることに、指紋押捺は刑事被告人と同様の不快な扱いであることから、目的達成の手段として不相当である。つまり、指紋押捺制度を定めた外国人登録法は過度に広汎な規制であり、一三条に反し違憲という考え方が^②ある。

また反対に、LRAの基準にしたがつて判断するとしても、他に選び得る制限的でない方法がないとしてもこれを合憲とすることも可能かもしれない。その理由として、外国人の写真では同一性の確認が不十分などの理由があげられるのではないだろうか。

(参考文献)

(1)(2) 芦部信喜『憲法学』(有斐閣) 一五七頁参照

工 生存権

この点については、大きく二点問題点があると思う。まず、一つ目は、外国人にも憲法上の人権として生存権が保障されているのか、どうかという点である。二つ目は、では保障されていないとした場合、法律で外国人に生存権を保障することが憲法で許容されるのかどうかということである。

まず生存権が外国人にも保障されるかどうかであるが、これも否定説と肯定説に分かれている。否定説を支持する根拠からみていくが、まず 生存権というものは、後国家的権利であり、前国家的自然権であるとはいえない。国民各人の生活を保障するということは、第一次的にはその人の所属する国家の任務であると考えられる。これは、塩見訴訟の判旨からであるが、限られた財政状態の下で国が社会保障などの積極的な配慮をするにあたっては、まず、国民が優先されるべきである。以上が否定説であるが、塩見訴訟の最高裁判決でも、かなり否定的のようである。

次は肯定説であるが、その根拠として、生存権は社会に住んでいる構成員の生活上の権利であるから、少なくとも日本に住み、納税義務を果たしている外国人に社会保障受給権がないのはおかしい。財政が限られていることは日本国民を優先する理由になっても外国人の生存権の保障自体を否定する理由にはならない。といったことがある。

次の問題は、生存権を法律で外国人に保障することを憲法は許容しているかどうかであるが、日本で困っている外国人を救済するのは道義的にのぞましいとか、外国人に生存権を保障することが他の憲法上の原理などと衝突するということは考えられないので、学説は、ほぼ前記否定説を前提としても、外国人にも法律で生存権を保障することは憲法は許容しているのであると一致している。

四 外国人の参政権

従来、外国人の参政権は、「国民主権」という原理から導かれて、認められないというのが通説であつた。しかし、近年、定住外国人について参政権を認める見解が主張されてきている。この場合、国レベルと地方レベルと分けて考察してみた方がわかりやすいと思います。

(一) 国会議員の選挙権

選挙権について、公職選挙法九条一項は、「日本国民で年齢二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」と規定し、また二〇条でも、被選挙権について規定しているが、どちらも選挙権、被選挙権を日本国民に限るとしている。

このように国会議員は、まさに、国民を代表して主権を行使するものであるので、「国民主権原理」を当該「国民」の意思決定によって国家統治がなされることであると理解する通説の立場からすれば、選挙権を外国人に認めることは否定され则认为されてきたのである。^(禁止説)

また被選挙権についても、直接重要な政治上の事項にかかわる決定に携わることになるし、すなわち国家意思の形成に直接参与するので、外国人には否定され则认为られている。

ヒッグス・アラン最高裁判決が、公職選挙法のもろもろの規定が、「憲法一五条、一四条の規定に違反しないことは」マクリーン判決の「趣旨に徴して明らかである」と判示している。このことから否定的なことがよくわかると思う。

他方、少数派ではあるが、「国民主権」の「国民」概念をとらえ直すことによって、公職選挙法の改正によって国会議員の選挙権を定住外国人に認めても違憲ではないという学説（許容説）もある。この学説は、「国民主権」における「国民＝主権者」とは、「その政治社会のすべての構成員」のことであり、その構成員かどうかは、「国籍」ではなく、「生活実態」によって判断されるべきであるから、法改正によって定住外国人に選挙権を付与しても違憲とはならないという学説である。^①

この見解の場合、たとえば、憲法一〇条の委任を受けて国籍法が定める日本国籍者（＝一〇条の「日本国民」）と定住外国人を加えたものが、国民主権原理を規定する前文および一条の「国民」あるいは「日本国民」ということになるが、そのようなことが理論上の整合性があるのかが疑問であるという指摘もある。^②

（参考文献）

- （１） 浦部法穂「憲法と『国際人権』」『国際人権』一四頁
- （２） 岩間昭道・戸波江二編「憲法」〔日本評論社〕一四頁「牧野忠則 著」

（二） 地方議会議員の選挙権

地方議会の選挙権については、これまでは外国人については否定してきた。（通説）

その理由として、国会議員の選挙権（一五一条一項）と地方議会議員の選挙権（九三条二項）は、ともに国民主権条

項（一条）から直接派生すること、一五条一項における「国民」と九三条二項における「住民」とは全体と部分の關係にあり、両者は質的に等しいものと把握され得る。すなわち、「国民」と「住民」との相違は、地域的拡がりのみにかかるものである。ゆえに、「国民」に外国人を含ましめることが不可能である以上、「住民」に外国人を含みしめることも不可能である。^①

これに対して、最近では、これを定住外国人に認めても違憲とはならないという見解（許容説）が有力に主張されてきている。許容説には、いろいろ根拠があるが、次のような説がある。およそ選挙権は、生活実態からみて当該社会構成員全員に与えられるべきもの。一五条一項と九三条二項を一般法と特別法の關係とみて、地方公共団体レベルでは、「国民」ではなく「住民」が選挙権をもち、この「住民」とは当該地方公共団体に居住するものということができるから、地方自治体も間接的ながら国家権力を行使することを理由に国民主権原理による正当化が必要であることを認めながら、定住外国人を「住民」に含めて選挙権を与えても、地方自治体の公権行使は、法律に基づいて法律の枠内で行われるものであるから国民主権に反しない^②。などである。

許容説の については、国民主権原理と矛盾するということが妥当ではないであろう。許容説 については、国政レベルの選挙権については一五条一項が定め、地方自治体レベルでは九三条二項、として両方を切断することができるかどうかが問題である。批判としては、地方公共団体という制度も憲法上保障されているので、地方自治体においても基本的には、国民主権原理が貫かれるべきではないのかということである。

このような意味で、許容説 が妥当のように思われる。すなわち、地方公共団体での定住外国人の選挙権は、国民主権原理と調和する限りで、法律でこれを創設し得るといえよう^③。

(参考文献)

- (1) 芦部信喜 編「憲法の基本問題」(有斐閣) 一七七頁参照
(2)(3) 初宿正典「外国人と憲法上の権利」(法学教室一五二号) 五三頁参照

五 定住外国人の地方参政権に関する歴史(年表)

一九二五年	普通選挙法制定
一九四五年四月	衆議院議員選挙法の改正
	朝鮮に居住する韓朝鮮人に一五円以上の直接国税納付者に限って衆議院議員の選挙権を与える。
八月二五日	第二次世界大戦で日本敗戦(植民地支配に終止符)
一〇月三日	衆議院選挙制度改正要綱の閣議決定「内地在住の朝鮮人台湾人も選挙権被選挙権を有するものなること」(二月一七日衆議院議員選挙法(法律第四二号)の改正附則で「戸籍法の適用されざる者の選挙権及び被選挙権は、当分の内これを停止す」とし、戸籍法の適用されない在日韓国朝鮮人などの選挙権被選挙権が停止される。
一九四六年四月	戦後初の総選挙。この選挙から在日朝鮮人は参政権を失う。
一九四六年十一月五日	朝鮮人の地位及び取り扱いに関する総司令部涉外局発表。「正當に設立され

た朝鮮政府が、彼らに対して朝鮮国民として承認するまで、その日本国籍を保持すると見なされる。」

一九四七年二月二十四日……………参議院議員選挙法（法律第一一〇号）

一九四七年三月一日……………在日朝鮮人連盟（朝連）、三一記念式典「在留朝鮮同胞に選挙権および被選挙権付与の要求」決議

一九四七年四月一七日……………地方自治法（法律第六七号）

一九四七年五月二日……………日本国憲法施行。施行の前日、外国人登録令が公布施行され、在日朝鮮人は日本国籍を有したまま外国人として管理されることになる。

一九四九年四月二十八日……………最高裁判所事務総長より参議院法制局あて回答。「終戦時から引き続き日本に在住する朝鮮人は従前通り日本国籍を有するものとして取り扱うほかはない」

一九五〇年四月二五日……………公職選挙法（法律第一〇〇号）公布。附則に「戸籍法の適用を受けないものの選挙権及び被選挙権は、当分の内、これを停止する」

一九五二年四月二九日……………法務省民事局長通達による日本国籍の剥奪。「（平和）条約発効の日から朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本国籍を喪失する」
一九五二年四月二八日……………サンフランシスコ講和条約発効。同日、外国人登録法施行、指紋捺捺制度導入。

朝鮮人および台湾人が日本国籍を喪失。

- 一九五三年……………「公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」ことは「公務員に関する当然の法理」とする内閣法制局の見解が出される。
- 一九六五年六月……………日韓地位協定締結。「協定永住」制度発足。
- 一九七五年九月一日……………崔昌華牧師ら五人が、北九州市長あてに、市議の選挙権被選挙権が与えられるべきとの趣旨の公開質問状を提出。
- 一九七六年九月一日……………崔昌華牧師ら五人が、福岡県知事あてに、県議の選挙権被選挙権が与えられるべきとの趣旨の公開質問状を提出。
- 一九七六年九月一九日……………ヤンソン柳沢由美子氏、朝日新聞に「外国人に選挙権を、スウェーデンの英断に学べ」を寄稿（一九七六年九月一九日「朝日新聞」より）
- 一九七八年九月一日……………在日韓国人朝鮮人の人権獲得闘争連合会（崔昌華牧師ら二人）が、総理大臣福田赳夫あてに公開質問状提出。「国会議員の選挙権被選挙権が認められるべきである」と。
- 一九七九年九月二二日……………国際人権規約の批准発効。同規約B規約（市民的、政治的権利に関する国際規約）、第二五条（参政権）。「すべての市民は第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限もなしに、次のことを行う権利及び機会を有する。（b）普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保持する真正な定期的選挙において、投票し、及び選

挙されること」

一九七九年一〇月二日……………金達寿氏、朝日新聞に「在日外国人に投票権を」を寄稿（一九七九年一〇月

二日「朝日新聞」より）

一九八二年一月一日……………難民条約への加盟、発効。

一九八三年六月一〇日……………政治学者、白鳥令氏、朝日新聞に「投票できぬ人への配慮を」を寄稿（一九

八三年六月一〇日「朝日新聞」より）

一九八六年三月……………民団（在日本大韓民国居留民団、当時）第三六回中央委員会。選挙権獲得運

動推進を決議

一九八六年一〇月三日……………民団大阪、茨木市長あて「在日韓国人の権益擁護のための要望書」提出。要

望六項目の一「地方参政権を付与すること」

一九八七年六月……………民団中央本部全国各自治体あて「在日韓国人の権益に関する要望書（第六次）」

提出。六項目の一「地方自治の選挙への参与」

一九八七年九月……………外国人登録法改正。外国人登録証の切り替えの度に求められた指紋押捺が初

回のみに。

一九八七年一一月二日

〽二三日……………民闘連（民族差別と闘う連絡協議会）第一三回全国交流集会岡山大会で「定

住外国人に対する差別撤廃及び人権保障に関する提言」。地方自治体の選挙

権、被選挙権の保障。

- 一九八七年二月十五日……………東京都日野市長森田喜美男、総理大臣あて「外国人登録法等抜本改正に関する要望」提出。要望項目の中に「地方自治体における外国籍住民の参政権を実現すること」（外登法改正要望の関連）が入る。
- 一九八八年一〇月二日……………民闘連第九回全国代表者会議、「在日旧植民地出身者に関する戦後保障及び人権保障法（案）」を提起。「第一〇条特別永住権者は地方自治体の参政権を有する」
- 一九八八年二月四日……………日本弁護士連合会第三一回人権擁護大会シンポジウム（神戸）。提言三「少なくとも二二六（旧植民地出身者）系列者を含めた長期滞在者に対して自治体における被選挙権や選挙権の付与も検討されるべきである」
- 一九八九年二月七日……………ヒッグスアラン氏（大阪在住イギリス国籍）国賠請求提訴（大阪地裁）。参議院選に投票できなかったための損害。
- 一九九〇年九月一四日……………金正圭氏ら一人「人としての権利を主張する会」（大阪市）選挙人名簿不登録処分異議申立却下決定取消請求を提訴（大阪地裁）。不登録へ異議申立したが却下された件。
- 一九九一年一月一〇日……………「日韓覚書」（在日韓国人法的地位待遇の日韓覚書）。「なお、地方自治体選挙権については大韓民国政府より要望が表明された」。
- 一九九一年四月二二日……………ヒッグスアラン氏、選挙人名簿不登録処分取消請求提訴（大阪地裁）。九一年四統一地方選（市議選）で選挙人名簿不登録に対して異議申立したが却下

処分された件。

一九九一年五月二日……………李鎮哲氏ら四人（福井）、選挙人名簿不登録違法確認請求提訴（福井地裁）。

選挙人名簿に登録されていないことが違法であるとの確認。

一九九二年……………外国人登録法改正。永住者の指紋押捺が廃止。

一九九二年六月一日……………李英和代表（大阪）「在日外国人参政権」九二」（在日党）、設立届出。

一九九二年六月四日……………李英和代表（大阪府高槻市）「在日外国人参政権」九二」（在日党）、中央

選挙管に参議院選比例区の名簿提出、受付拒否。

一九九二年七月八日……………参議院選大阪選挙区九五年三月二三日大阪府知事選九五年三月三一日大阪府

府議選、いずれも受付拒否。

一九九三年二月一八日……………李英和氏ら「在日党」、国賠請求提訴（大阪地裁）。九二年七月八参議院選地

方区に立候補届を出したが拒否されたことへの損害。

一九九三年五月二九日……………在日韓国青年商工人連合会（青商連合会）。シンポジウム青商ビジョン二一

で、地方参政権を民団系団体として初めて公の場で議論。

一九九三年九月九日……………大阪府岸和田市議会政府あて「定住外国人に対する地方選挙への参政権など

人権保障の確立に関する要望決議」全会一致可決。以降、地方議会での要望

意見書採択広がる。

一九九四年一月七日……………新党さきがけ島根支部、外国人入党を認める。五年以上在住もしくは日本人

配偶者で二年以上。

-
- 一九九四年二月二七日…………… 新生党愛知県連、外国人入党を認める規約改正。
 - 一九九四年三月一八日…………… 公明党中執委、外国人入党を確認。
 - 一九九四年五月二一日…………… 青商連合会シンポジウム青商ヒジョン二、「在日同胞と地方参政権」のテーマで議論。以後青商は本格的に運動に取り組む。
 - 一九九四年五月二七日……………
 - ～二九日…………… 社会党中央委員、「当面の方針案」に外国人の入党と地方参政権を求める。
 - 一九九四年六月一四日…………… 本新党岡山、外国人の入党と地方参政権の要求。
 - 一九九四年一〇月一三日…………… 新新党（旧連立）準備会実行委員、「会友」に外国人の参加認める。
 - 一九九四年一二月一二日…………… 新党さきがけ島根、「外国人地方参政権法案要綱」発表。五年以上在住の外国人への地方参政権開放を提言。
 - 一九九五年一月三〇日…………… 新進党「定住外国人の地方参政権推進委員会」（中野寛成委員長）設置。
 - 一九九五年二月二八日…………… 金正圭氏ら訴訟の最高裁判決。憲法上許容、「立法政策にかかわる事柄」と言及。
 - 一九九五年三月七日…………… 村山首相（参議院予算委員会）、最高裁判決について前向きに幅広く議論していく必要があるとの認識を示す。
 - 一九九五年三月一〇日…………… 青商連合会―定住外国人の地方参政権問題での国会議員アンケートを行い、一次集計の結果を発表。衆参両院七五九議員の三一五人が回答（四二％）、結果「参政権があつて良い」（八八％）―（a）、「いまはだめだが、将来は
-

よい」(五%)、「反対」(三%)、(a)の内「被選挙権も含まれる」(五五%)、
「選挙権だけ」(三四%)

一九九五年三月一七日……………野中自治相、閣議後の記者会見で、「『永住』の範囲をどこまでとするかそれによってどういう問題が生じるかなど自治省としても独自の検討をしなければならぬ」と表明。

一九九五年三月一九日……………読売新聞(朝刊)、「活発化する参政権議論、自民党を除き各党前向き、各論は濃淡」。

一九九五年三月三〇日……………定住外国人の地方参政権を求める連絡協議会結成。定住外国人の地方参政権に関する基本的考え方(共同案)の作成。

一九九五年四月七日……………「大阪一〇〇人訴訟」、洪仁成氏(原告団長)ら大阪府内に住む一一八人の在日韓国朝鮮人が提訴(大阪地裁)。最高裁判決後、定住外国人に地方参政権を保障するための立法措置をとらない国の姿勢が憲法に違反していることの確認を求める。

一九九六年四月二五日……………在日本朝鮮人総聯合会(総聯)、「社民党へ「参政権反対」要請」。

一九九八年五月六日……………在外邦人の投票を認める公選法改正。

一九九八年一〇月八日……………金大中韓国大統領訪日。首相会談、国会演説で「在日韓国人の参政権」要請。

一九九八年一〇月一六日……………民主平和改革(衆公明)共同で衆院に提出(議員立法)。

定住外国人に対する地方公共団体の議会及び長の選挙権の付与に関する法律

(案)。

一九九八年一〇月三日……………西田司自治相、民団の法制化要望に、「真剣に検討したい」。

一九九八年一月二七日……………臨時会召集。

一九九八年二月八日……………日本共産党衆院に提出(議員立法)。永住外国人に対する地方公共団体の議員及び長の選挙権及び被選挙権に関する法律(案)。地方参政権というなら、選挙権と被選挙権は一体のもので選挙権だけに限定する理由はない(九八年一月一八日「赤旗」)

一九九八年一月三〇日……………神崎武法公明党代表、衆院代表質問で、「在日韓国人を中心とする永住外国人の要求実現に最善を尽くすべきだ」。

一九九九年一月一日……………自民自由連立内閣発足(自由党より野田毅自治相入閣一人)。

一九九九年二月一六日……………広島弁護士会、定住外国人に参政権立法措置を要求する声明。

一九九九年三月四日……………衆院政治倫理公職選挙法改正特別委員会で、外国人地方参政権法案の検討を始めることに合意(民主平和改革と共産党を近く取り上げ議論を行う方針)。

一九九九年三月二〇日……………小淵首相訪韓、金大中大統領の要請に対し、「今後検討していく」と約束、金大中大統領は、「在韓外国人に参政権付与を検討している」と。

一九九九年四月……………外国人登録法改正。外国人の指紋押捺が全廃される。

一九九九年四月一七日……………小沢一郎(自由党党首)訪韓。金大中大統領の要請に対して「やはり、リーダーがきちんと決断しないといけない。積み上げ方式で結論が出るのを待つ

ていては難しい。今度は日本人自身が決断し、誠意を事実として示すときである」。

一九九九年五月二一日……………民団全国代表者会、「永住韓国人の地方参政権の早期立法化を求める決議」。

野田毅自治相（自由党）、辛容祥団長（民団中央）の地方自治体の選挙で投票する権利の要望に対し、「誠心誠意しっかりと検討していきたい」。

一九九九年五月二六日……………「日本を守る国会議員の奮起を求める国民の集」決議、参政権付与は違法、不当。

一九九九年五月二八日……………自民党「選挙制度調査会」（中山正暉会長）、結論出す。主な慎重論として、相互主義（北朝鮮）支持者は「同化政策」と反論、在日韓国人は「二重投票権」もつなどが。

一九九九年六月一七日
～一九九九年八月二三日……………（延長国会）（通常国会期末）

一九九九年六月二三日……………自民自由両党、衆比例区定数五〇削減案提出（二〇〇のうち）、（自由党の連立離脱の切り札（カード）として自民に迫る）、もともと削減に反対の公明党は、既に提出している外国人地方参政権法案を先議すべきと主張。

一九九九年七月二六日……………公明、自自連立を受諾。

一九九九年八月……………金大中大統領、二〇〇二年の地方選挙までに在住外国人に地方参政権を付与する特別法制定を指示。

一九九九年八月三日……………定数削減法、公明は審議入反対。

一九九九年八月二日……………衆院政治倫理公職選挙法改正特別委員会。外国人参政権法案二本（民主平和

改革と共産）平行審議。比例定数五〇削減案（定数削減反対の民主、共産、
社民は拒否して欠席）。冬柴（公明）、提案の趣旨説明

（二）成熟した民主主義国家として、この「住民」には地域に特段に密接な
関係を持つに至った「外国人たる住民」の意思をその決定に反映すべきもの
であること、特に在日韓国朝鮮人、中国台湾人、など特別な歴史的背景の人々
に対しては、その人たちが望むなら限りなく日本国民に近い扱いがされてし
かるべきであることなどの判断に基づくもの。

（二）被選挙権の付与が許されないという理論的結論を前提に立案したもの
ではなく、現時点における国民感情等をおもんばかり、本法の早期成立とい
うことを何よりも優先させ、その付与を将来の議論に委ねようとする政策判
断に基づくもの。

一九九九年八月二日……………衆院政治倫理公職選挙法改正特別委員会（審議二日目）慎重論についての質
疑

（二）選挙権は国民固有の権利↓国政と地方レベルを区分し、「永住外国人
に選挙権を与えることは憲法上禁止していない」（最高裁判決）より問題な
いとした。（冬柴（公明）答弁）

(二) 相互主義↓適用の基礎が違ふ。歴史的経緯をもつ在日韓国人に相互主義を適用することは無理がある。(冬柴(公明) 答弁)

(三) 安全保障↓国権に関するものではなく、住民としての資格を与えるものであり、安全保障に直結するものではない。(中野(民主) 答弁)

一九九九年八月二三日……………臨時会会期末、民主公明、共産案とも継続審議。

一九九九年九月一日……………金鐘泌韓国首相訪日、「二〇〇二年までに韓国に五年以上住む外国人に地方選挙権を与える」と表明。

一九九九年九月二九日……………自公三党幹事長、政権合意。

(一) 継続審議の外国人選挙法を三党共同修正して提案。

(二) 公明は臨時会冒頭処理自民は次期通常会での処理主張。

一九九九年一〇月五日……………自民、自由、公明三党連立内閣発足。自由党↓二階堂博(運輸相) 公明党↓

続訓弘(総務長官) 各一人入閣

一九九九年一〇月……………日本会議国会議員懇談会、小淵首相に慎重な対応申し入れ。

一九九九年一〇月二七日……………自公与党三党幹事長会議。冬柴(公明) 提案

(一) 衆比例定数二〇削減・三〇は小選挙区から検討。

(二) 永住外国人選挙法修正朝鮮籍除外両案一括、臨時会の一一月四日提案(自由は同調、自民は「ひきつづき調整する」として結論もちこし)「朝鮮」籍

除外の法律案要綱五施行期日その他三当分の間、この法律における永住外国

人は、外国人登録原簿の記載が国名によりされている者に限るものとする。

一九九九年一〇月二十九日

）二月十五日……臨時会

一九九九年二月八日……永住外国人法案、自民が賛成しない場合でも自由公明二党で提案する意向を受け、森幹事長と古賀国対委員長が協議し、二党提案はやむをえないとの認識で一致した。自民党首脳、記者会見で。

一九九九年二月六日……日韓議連総会、日本竹下登、韓国朴泰俊、選挙権早期実現に努力。

一九九九年二月二日……政府与党連絡会議、永住外国人選挙法案で自民党の党内調整がおくれる場合は自由公明両党だけで提出と（冬柴幹事長が理解を求めた）

青木幹雄官房長官は、記者会見で、自民党が三党合意を踏まえてほしいということで、自由公明両党だけで提出するという発言はなかった（と否定）。

一九九九年二月二日……自自公与党幹事長会議で、自民党選挙制度調査会、与謝野馨会長「党内での調整を進める。提出はしばらく待ってほしい」と要請。

一九九九年二月二日……自自公与党三党、国会永住外国人選挙法案提出見送り、党内調整に手間どっている自民党内事情に公明党が理解。自民党内の慎重論は、韓国に住む永住日本人の数と在日永住外国人の数が違いすぎて片務的、特定の自治体では（大阪）、首長を当選させるだけの組織票となり得る。

- 一九九九年一月三日……………日中韓首脳会談（於マニラ）↓韓国金大中大統領が「在日韓国人の地方参政権について、来年中に妥結するよう期限を切つて」要請、小渕首相は自民党内の意見調整に手間どっていることを説明。
- 一九九九年二月二四日……………定数削減案強行採決（特別委）、議長裁定で継続審議へ。
- 二〇〇〇年一月二日……………公明党常任委員会、永住外国人選挙法案を一月二〇日通常会冒頭に公明自由二党の共同提案することを決定（自由同調）、自民党森幹事長も了解。
- 二〇〇〇年一月二〇日……………
- ↓六月一七日……………通常会
- 二〇〇〇年一月二日……………公明自由両党、永住外国人法案提出。自民党内での反対論根強く、二党で見切り発車、国籍欄に「朝鮮」と記載されている永住外国人は除外。
- 二〇〇〇年一月二日……………衆比例定数二〇削減案提出。
- 二〇〇〇年一月二六日……………特別委員会可決、
- 二〇〇〇年一月二七日……………衆本会議可決、二〇〇〇年二月二日参本会議可決（野党欠席）
- 二〇〇〇年二月二日……………総聯「朝鮮籍除外」法案即時撤回を表明。
- 二〇〇〇年五月二日……………在日外国人の参政権を考える会福井集会。
- 二〇〇〇年五月二三日……………衆院政倫公選法特別委員会で三法案審議（採決しないという前提で審議）。
- 三法案とも廃案（衆院解散のため）。
- 二〇〇〇年七月五日……………公明保守二党共同提案、永住外国人地方参政権付与法案、衆院提出。選挙権

のみ、「朝鮮籍」除外せず。

民主党、永住外国人地方参政権付与法案、衆院提出。

二〇〇〇年八月四日……………在日外国人の参政権を考える会福井集会。

二〇〇〇年八月九日……………両法案ともに継続審議（委員会審議せず、臨時会会期末のため）。

二〇〇〇年九月二日……………自民党議員による「外国人参政権の慎重な取扱いを要求する国会議員の会」

発足。

二〇〇〇年一〇月二日……………共産党、永住外国人地方参政権及び被選挙権付与法案、参院提出。選挙権被

選挙権とも。

二〇〇〇年一〇月八日……………在日外国人の参政権を考える会福井集会。

二〇〇〇年一二月一九日……………在日韓国朝鮮人をはじめ外国籍住民の地方参政権を求める連絡会の主催によ

る、「シンポジウム：二〇〇〇私たちが求める外国人参政権」が開催される。

二〇〇〇年二月一日……………臨時会閉幕。公明保守党提出および民主党提出の「永住外国人の地方参政権

付与法案」は継続審議に。

二〇〇一年一月三日……………通常会開会。自民、公明、保守の与党三党による「国籍等に関するプロジ

ェクトチーム」（太田誠一座長）は初会合を開き、在日韓国朝鮮人など特別

永住者に限って国籍取得（帰化）要件を緩和するため、今国会で国籍法改正

を目指す方針を確認。

二〇〇一年二月七日……………民主党内の参政権反対派は、「外国人地方参政権を考える会」を旗揚げ。四

五人が参加。

二〇〇一年二月八日……………与党三党の「国籍等に関するプロジェクトチーム」は、特別永住者の帰化（日本国籍取得）要件について。

（一）（法務省の自由裁量による）許可制を維持し、帰化条件を緩和する。

（二）届け出制による国籍取得を認める。

（三）すべての特別永住者に日本国籍を付与し、国籍を選択させる。の三案を軸に検討していくことで一致。

二〇〇一年二月十五日……………与党三党の「国籍等に関するプロジェクトチーム」は、（三）案は「日本国籍が不要な人たちが国籍喪失の手続きをしなければならない」「一定期間であれ、二重国籍の状態が生じる」などの理由から慎重論が強く、今後は（一）案と（二）案を軸に検討することに。

二〇〇一年三月一日……………与党三党の「国籍等に関するプロジェクトチーム」は、特別永住者が日本国籍を取得した場合、戸籍名として「崔、鄭、姜、趙、尹」の五文字の使用を認める。

二〇〇一年三月八日……………与党三党の「国籍等に関するプロジェクトチーム」で、韓国大使館の柳光錫政務担当公使は、特別永住者に対する日本国籍取得要件の緩和について「在日韓国人社会が待ち望んできたことであり、韓国政府としてもこれを評価する」と表明。

二〇〇二年三月二日……………与党三党の「国籍等に関するプロジェクトチーム」で、民団の具文浩副団長は国籍法改正の動きに対し「私たちも待ち望んでいる」と評価する一方、「国籍法改正と地方参政権付与は別の問題であり、地方参政権付与を国籍法改正によって代替されることがあってはならない」と指摘。

二〇〇二年三月三日……………兵庫県龍野市議会は、衆参議長あての「永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書」を採択。総務省によると二月末現在で、一一一九の地方議会が地方参政権を求める意見書要望書を採択、反対意見書は香川県、熊本県荒尾市、北海道釧路市、今金町、埼玉県栗橋市の五議会が採択。

二〇〇二年四月二四日……………自民党総裁選で小泉純一郎候補は、地方参政権付与法案について「積極的に賛成する気になれない。帰化申請すればいいのだから。帰化要件緩和をどうするかは今後の話だ。外国人なのにどうして日本の参政権をとりたいたいのか。帰化したくないのに参政権がほしいというのはおかしい」と語る。

二〇〇二年四月二五日……………自民党総裁選で麻生太郎候補は、地方参政権付与法案について「朝鮮半島で有事が起き、大量の難民が日本に流れ着いた場合、港に自衛隊が出勤すると、その地域の了解が必要になる。その時に、それが速やかに実行できるかできないかという問題が起きる可能性があり、地方参政権が国政に関係ないことではない。そういった意味で地方参政権を与えるのは反対。むしろ帰化をしやすくすべきだ」と語る。

- 二〇〇一年四月一九日……………与党三党の「国籍等に関するプロジェクトチーム」は、特別永住者が法相への届け出だけで日本国籍を取得できるよう改める法律要綱案をまとめる。
- 二〇〇一年四月二十九日……………自民党の山崎拓新幹事長は、「（地方参政権付与法案に反対する考えは）変わらないが、幹事長なので意見集約の責任がある。真つ二つならクロスボーディング（党議拘束をはずした投票）を考えざるをえない」と語る。
- 二〇〇一年五月四日……………森山真弓新法務大臣は、地方参政権付与法案について「好ましくない。日本の国籍をとって頂いてフルに参政権を行使していただくのが筋だ」、国籍法改正について「終戦までは日本人だったが、サンフランシスコ講和条約で韓国、台湾など他の国籍になった方がいる。そういう方々は日本に生まれ、育ち、教育を受けているわけで、自分の意思に反して他の国籍になっているとすれば改めてチャンスを広げるのは当然だ」と語る。
- 二〇〇一年五月七日……………与党三党の国対委員長会談で、「今国会中に形が見えるよう努力すべきだ」（大島理森自民党国対委員長）との考えから法案の成否にかかわらず採決で決着をつけることで一致。
- 二〇〇一年五月八日……………与党三党の幹事長会談で、地方参政権付与法案について冬柴鉄三公明党幹事長は「今国会で採決してほしい。二〇日ころまでに回答してほしい」と要請。
- 二〇〇一年五月九日……………これまで参政権法案に反対してきた『産経新聞』は、与党三党の「国籍等に関するプロジェクトチーム」が作成した「特別永住者等の国籍取得の特例に

関する法案（仮称）の全文を掲載。

二〇〇一年五月二一日……………

自民党の「外国人参政権の慎重な取り扱いを要求する国会議員の会」（奥野誠亮会長）は、地方選挙権法案を仮に採決する場合には自由投票でなく党議拘束にかける（反対で一本化する）ことなどを求める要望書を党三役に提出。

二〇〇二年七月……………

自民党公明党保守党の与党三党首会談で、永住外国人選挙権付与法案の審議促進で合意。

二〇〇四年一月一九日……………

冬柴鉄三公明党幹事長は、国会内で開かれた代議士会で、永住外国人に地方選挙権を付与する法案について、「連立政権の中で協力して成立させるとの合意がなされている。衆院解散で廃案になったが、この国会で、法案は提出しなければならない」と強調。

（参考）

デニズンシップ「資料室」仲原良二『知っていますか？在日外国人と参政権一問一答』解放出版社、二〇〇〇年

田中宏「永住外国人への地方参政権反対論を読み解く」月刊オルタ二〇〇一年四月号、等

六 諸外国における外国人の参政権

国名	国政レベル		地方レベル		備考	EU加盟国
	選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権		
スウェーデン	×	×	○	○		○
デンマーク	×	×	○	○		○
ノルウェー		×	○	○		○
フィンランド	×	×	○	○		○
オランダ	×	×	○	○		○
スペイン	×	×			相互主義を憲法で明記	○
ポルトガル	×	×			EU諸国民と旧植民地出身者	○
フランス	×	×			EU諸国民のみ	○
ドイツ	×	×			"	○
イタリア	×	×			"	○
ギリシア	×	×			"	○
ベルギー	×	×			"	○
ルクセンブルク	×	×			"	○
オーストリア	×	×			国政レベルはイギリス国民のみ	○
アイルランド		×	○	○	英連邦国民及びアイルランド国民	○
イギリス					英連邦国民のみ	
オーストラリア					被選挙権は英連邦国民のみ	
ニュージーランド	○		○		英連邦国民のみ	
カナダ	×	×			北欧諸国民のみ	
アイスランド	×	×			一部の州のみ	
スイス	×	×				
アメリカ	×	×	×	×		
日本	×	×	×	×		
韓国	×	×	○	×	二〇〇二年から選挙権を認める。	

スイスは、永住者（五年ないし一〇年）、ヌーシャテル州など、ジュラ州の選挙権は州レベルも
日本は、永住者（一〇年）に選挙権のみを認める法案提出。

（参考文献） 長尾一紘「外国人の参政権」 九頁を参照

○は認めている国 一部認めている国 ×認めていない国

七 裁判例の動向

韓国籍をもつ永住資格者が選挙人名簿への登録を申請したが、却下されたため、それが憲法違反であるとして争った事件の最高裁判決がある。（最高裁判平成七年二月二八日）

判決は、国民主権の原理については、次のように言っている。「主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。」としている。この判決は、国民の意味についてこのようにとらえた上で、「憲法二五一条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばない。」として、国政レベルで外国人には参政権を適用できないとしている。また、「憲法九三条二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙権を保障したものではない。」とした。

ここまでの判決の判旨から読むと、完全に禁止説に立っていると思われる。しかし、続けて次のように述べて、法律によって定住外国人に地方レベルの選挙権を与えることができるという見解を述べています。少し長いですが、そのまま引用しておきます。

「憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であつてその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至つたと認められるものについて、その意思

を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。」

この判決は、従来の通説的な立場であつた禁止説の見解に代えて、許容説をとるものであるとして注目されたのである。特に、最高裁はこの判決が出るまえに、イギリス国籍を持つ永住資格者が参議院議員選挙で投票を行うことができなかったために、公職選挙法の規定が憲法一五条一項と一四条に反するとして争われた平成五年のヒッグス・アラン事件の判決において、マクレーン事件判決を引用して、権利の性質からみて国会議員の選挙権を日本国民に限る公職選挙法の規定が、憲法一五条一項と一四条に反しないとするきわめて簡単な判断を示していたからである。もつとも、平成七年の判決は地方レベルの選挙権に関するものであり、平成五年の判決は、国政レベルの選挙権に関するものであるという違いはあります。しかし、平成七年の判決は、それまでの地方レベルの選挙権に関する下級審の判決などが、憲法九三条二項の「住民」は日本国籍を有する「国民」であることを前提としていて、この問題に消極的であつたことを考えれば、かなり前進した判断ではなかつたのかなと思います。

八 おわりに

地方参政権の問題は、在日コリアンの参政権問題と言っても過言ではない。しかし、その具体的な展開はなかなかされず、議論の高まりを見せたのは、「・・・法律をもって地方公共団体の長、議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。」という一九九五年の最高裁判決以降である。地方議会では、民団（在日本大韓民国居留民団）が取り組み始める。

平成一六年九月三〇日現在（総務省調べ）で、総務省受理分だけでも三二都道府県、一二政令指定都市、一一八二政令指定都市以外の市区町村と、合計一二二六自治体が定住外国人市民の参政権付与を求める決議をあげています。

（決議書・意見書）

国会においては、公明党、民主党等が一九九八年一〇月の第一四三回国会衆議院から法案を提出をしはじめて、審議されるようになった。また、現在、公明党・保守党（当時）、民主党（双方とも第一四八回国会衆議院二〇〇〇年七月五日提出）、共産党（第一五〇回参議院二〇〇〇年一〇月二日提出）と三本の法案が国会に提出されている。

この法案は外国人に選挙権のみを認めるのみで、被選挙権は除外されている。また外国人市民を生活実態等ではなく、一律に、永住・非永住と出入国管理法や難民認定法による在留資格だけで分けているということである。

二〇〇〇年九月二日には、「外国人参政権の慎重な取り扱いを要求する国会議員の会」（衆参両議員六四人）が結成され、反対派の論陣がはりめぐされている。

反対派の言い分としては、「韓国も外国人に参政権を認めていない」（相互主義）から日本でも認めることはできないとしていた。しかし、韓国は、二〇〇二年から定住外国人の参政権を認めると発表すると、日本では、「地方であっても国家の一部分であり、国家の根幹にかかわること」と、司法判断で許容すると認めているにもかかわらず、憲法違反とした。そして、「まず帰化すべきである」「日本国籍を拒否する人達になぜ選挙権を与えるのか」といったことも主張している。

二一世紀は、「人権の世紀」と言われているが、人権の確立をめざそうとするならば、外国人との「共生」社会をめざすべきだと思います。「共生」社会を実現させるには、「平等の権利」を保障し、「違いを認め合う」こともしなければせん。

かつて、元神戸大学の浦部法穂教授は、次のように言っている。「外国人の人権」については、こんにち、少なくとも学説レベルでいうかぎり、かつてのように日本国民が外国人かの二者択一で考えるのではなく、それぞれの外国人の生活実態に即して考えるべきだ、とする見解が、有力になっている。いまや、外国人だから、というだけの理由で、ある種の権利について、それを否定したり、あるいは、日本国民とは異なった制約を認める、という論理は、学説上・理論上は、通用力を失っている。」と。¹⁾

この論理の中にも、「共生」社会の実現をめざすものが含まれているといえよう。

やはり、「共生」の実現には、さまざまな民族的立場を相互に理解し、尊重し合い、交流を深めていかなければ、真の「共生」の実現はむづかしいかと思えます。

(参考文献)

(1) 憲法理論研究会編「人権理論の新展開」(敬文堂) 四五頁から抜粋